

都留市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

## 都留市条例第 19 号

都留市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

都留市議会議員政治倫理条例(平成 26 年都留市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 議員が請負人若しくは請負人の支配人となる場合は、法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買の契約(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 121 条の 2 に規定する額(300 万円)を超えない契約を除く。)を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。